

CINEMA 4D / BodyPaint 3D 教育機関ライセンス申込書

教育機関向けライセンスは、学校法人及び芸術・コンピュータグラフィックの各種専門学校が導入するためのパッケージです。学生や教員の方が個人で購入される際には、学生版をお買い求めください。

【パッケージ】

教育機関向けスターターパッケージ

このパッケージは、学校の授業や研究で使用されるためのパッケージです。フローティングライセンスのためのライセンスサーバーソフトウェアと、当確製品 2 ライセンスが含まれています。

教育機関向け追加ライセンス

使用台数を増やすためのライセンスです。

※ 一回のご注文に提供されるパッケージは、スターターパックと追加ライセンスが統合された 1 つのパッケージになります。異なる学部や研究室など、複数箇所ではライセンスサーバーを設置して、ライセンス管理される場合は、学部/学科/研究室単位でお申し込み下さい。

☐ 教育機関スターターパック (2 ライセンス+MAXON License Server)	スターターパックには、2 ライセンスが含まれています。初回のご注文の際は、教育機関スターターパックと教育機関追加ライセンスの合計数が、最大同時使用ライセンス数となるようにご注文下さい。追加の場合、ライセンスが発行されます。 例：最大同時使用ライセンス数が 15 ライセンスの場合、スターターパックには 2 ライセンスが含まれていますので、教育期間追加ライセンス希望購入数には、13 ライセンス分をご注文下さい。
☐ 教育機関追加ライセンス 希望購入数 【 ライセンス 】	

【購 入 製 品】

- | | | |
|--|---|--|
| ☐ CINEMA 4D Prime R12 | ☐ CINEMA 4D Studio R12 | ☐ CINEMA 4D Broadcast R12 |
| ☐ CINEMA 4D Visualize R12 | ☐ BodyPaint 3D R12 | |

☐ MAXON サービス契約も同時に申し込む

※ MAXON サービス契約は、ご購入するライセンス数と同数のご契約が必要となります。

※ 既にライセンスを所有されており、追加ライセンスをご購入されると同時にご契約する際も、既に所有されているライセンスにもご契約頂く必要があります。

※ ご契約は最新バージョンに対してのみ可能です。

※ ご契約には別紙に定めている取引条件に同意頂く必要があり、このお申し込みチェックを入れた場合は、同意したものとさせていただきます。

学校名		学部 / 学科	
住所	〒		
氏名		ふりがな	
電話番号		FAX 番号	
e-mail			

国内輸入元代理店

〒141-0021 東京都品川区上大崎 4-5-37 山京目黒ビル 409 株式会社ティーエムエス

■ 個人情報の取り扱いについて

弊社にご提供頂いた情報は、以下の利用目的の範囲で利用させていただきます。

※ユーザー登録。新製品に関する情報のお知らせ。お問い合わせの回答及び、ユーザー登録の確認や照会などによる連絡。

MAXON サービス契約について

MAXON サービス契約 (MSA) は、契約期間中にソフトウェアの無償アップグレードや、E メールによるサポートなど、様々な特典の提供が受けられるサービスです。都度のアップグレードよりも予算管理がし易く、ご契約者のみの有用な特典も企画・提供されます。

例えば、CINEMA 4D R12 を 2011 年 4 月から 2012 年 3 月までの期間でご契約された場合、期間中に新バージョンがリリースされると、無償でアップグレード版が提供されます。

但し、ご契約期間に必ずアップグレードのリリースや、無償アップグレードの回数を保証するものではありませんので、ご注意ください。

ご契約できるソフトウェアは、MAXON 製品の最新バージョンに限られます。古いバージョンの方は、アップグレードして頂いた後にご契約頂くことが可能です。

また、サードパーティのプラグインなどの他社の製品は契約対象外となります。

MAXON サービス契約は製品のご購入後、1 ヶ月以内に ご契約頂く必要があります。

MAXON サービス契約で提供内容

契約期間中に以下のサービスが追加費用無しで提供されます。

- ・アップグレードの無償提供
 - ・E メールによるサポート
 - ・メインコンピュータとサブコンピュータの2台へのインストール (但し同時使用はできません)
 - ・チュートリアル等の提供
 - ・その他様々なサービスを随時提供します。
- ※ (上記のサービス内容は変更となる場合があります)

よくある質問

Q. 契約期間中に新バージョンが発表されましたが、リリースされたのは契約満了後です。この場合、アップグレード版は無償提供されるのでしょうか？

A. アップグレード版の提供は、契約期間中にリリースされていれば、提供します。契約期間中に発表されても、リリースが契約満了後であれば、提供されません。

Q. ライセンスを追加購入するので、この際 MSA の契約も検討しています。手続きはどのようにすれば良いですか？

A. 既に所有されているライセンスと今回追加でご購入されるライセンスの全てに対してご契約して頂く必要があり、例えば、所有している 5 ライセンスと、3 ライセンスを追加で購入される場合、8 ライセンス全てに対してご契約して頂き、3 ライセンスのみ契約することはできません。

Q. 契約の更新はどうなりますか？

A. 取引条件の通り、契約満了日の 3 ヶ月前までに契約解除のご連絡を頂かない限り、自動的に 1 2 ヶ月間更新となります。価格は変更となる場合があります。

Q. 新製品のリリース時、所有している製品が販売終了となっているのですが、契約はまだ残っています。この場合、契約内容はどうなりますか？

A. 契約期間中は所有している製品と同様の内容でアップグレード版を提供します。ただし更新時は、所有している製品が取扱されていないため、同内容で更新することはできません。

取引条件

第 1 条 定義

本契約中に別途定義された用語に加え、以下の用語は、本契約上それぞれ以下のとおり定義される。

- 「契約／契約書」
手元にあるこの契約書であって、本契約に含まれたソフトウェア・サービス業務およびその他すべての要素に関するサービスの提供について定めたもの。
- 「認証ユーザー」
顧客がマクソンに登録した許諾ソフトウェアの認証ユーザー。
- 「ドキュメント」
MAXON サービス契約に関連するすべての仕様書、マニュアル、ドキュメンテーション、グラフィック、その他のメディア (CD、DVD などを含むがこれに限らない)。
- 「顧客コンピュータ・システム」
顧客のネットワーク上に存在するシステムのすべて (すべての周辺装置およびそれらのシステムにインストールされたソフトウェアを含む)。ただし、マクソンが提供するサービスがマクソンの認定ソフトウェアおよび／またはハードウェアと相互に作用するものに限る。
- 「システム」
顧客によってインストールされたソフトウェア・システムであって、ほかのコンピュータ・プログラムから独立して動作するもの。
- 「仕様書」
マクソンにより修正が可能で、かつ許諾プログラムの機能性と内容、およびそれらのプログラムサービスに関連する仕様書。
- 「サービス範囲」
顧客が本契約の範囲内で受けることのできるすべてのサービス。

第 2 条 支払い

顧客は、本契約の第 3 項 (契約原則) に規定された条件に従い提供されるサービスについて、TMS Corp. またはその譲受人に対して一定の料金を支払うことに同意する。

第 3 条 代理人の協力義務

- 顧客は、万一問題が発生した場合の TMS Corp. への連絡役として、本契約の第 2 項 (契約原則) の規定に従い認証ユーザーを指名することに同意する。顧客は、認証ユーザーの名簿に何らかの変更が生じたときは、TMS Corp. に直ちに通知する。
- 顧客は、本契約に基づいて提供されるサービスについて、いかなる形であっても第三者にその利用を認めてはならず、またその利益を受けさせてはならない。
- 関連事項として、極めて重要なことであるが、マクソンが許可しないプラグインまたはその他の追加プログラムが使用されると、顧客のコンピュータ・システムに被害が発生する恐れがある。

第 4 条 サービスの保持

ここに規定するサービスは、本契約第 2 条に従い支払いがされない場合、解除される。未払分のすべての支払いがマクソンにされた場合、サービスは再開される。

第 5 条 プライバシー

マクソン／TMS Corp. が万一、本 MAXON サービス契約の範囲内で顧客に代わって個人情報を処理する場合、その処理は技術仕様書の範囲内で、かつドイツ連邦データ保護法 (BDSG) 及び日本国の個人情報の保護に関する法律に基づいて行う。

第 6 条 秘密保持

顧客は、許諾プログラムおよび契約当事者間で交換される許諾プログラムに関するすべてのドキュメントおよび情報を秘密に保持する義務を負う。顧客はさらに、それらの許諾プログラムを本契約の範囲内の目的でのみ使用し、独自の商業目的には使用しない義務を負う。

顧客はまた、第三者と業務を遂行するときは秘密の保持を確保することに同意する。

秘密保持義務は、以下の情報には適用されない。すなわち、顧客に開示される前に公知となった情報；不明な経路、すなわち顧客以外の経路を通じて公知となった情報；開示前に顧客の占有下にあったことが検証可能で、かつ合法的に情報又はドキュメントを所有する第三者から秘密保持義務なしに顧客に提供もしくは提示された情報。顧客は、以上の規定を自己のスタッフにも同じように遵守させる義務を負う。

秘密保持義務は、本契約の満了日からさらに 2 年間有効に存続する。

第 7 条 著作権

本契約の範囲内で引き渡されるソフトウェア製品 (アップグレード版、アップデート版などを含む) および著作権で保護されたその他の製品について、マクソンは、利用可能なサービスの基本的かつ非独占的な使用权を、一定期間顧客に許諾する。マクソンは、配布、実物宣伝、プレゼンテーション、公表、および複製に関するすべての権利を留保する。

顧客は、許諾プログラムを 2 台のコンピュータで同時に使用しない限り、メインで使用する 1 台目と、サブマシンとなる 2 台目のコンピュータへの許諾プログラムのインストールを、1 人のエンドユーザーに対して使用する権利を有する。ソフトウェアを別のワークセッションに移動する場合は、それまで使用していたワークセッションからソフトウェア全体を完全に移動しなければならない。2 台超のコンピュータに同時に保存または使用することは禁止する。

ただし、MAXON Key LicenseServer を使用する場合、許諾プログラムのインストールできるコンピュータの台数は制限されない。顧客はソフトウェアを本契約に規定された数のワークセッションで使用するができる。その数が万一、本契約で合意された数を上回った場合、マクソン／TMS Corp. は本契約を直ちに解除できるものとし、加えて、マクソンは、現在の法律に基づき、その影響を受けずに損害賠償請求をすることができるものとする。

供給された製品を顧客が複製することは、その製品が本契約に基づく明示的な使用目的に限定して使用される場合にかぎって許可される。ソースコードの逆変換または逆コンパイルは、§69e UrhG (ドイツ著作権法) に基づいて行われる場合のほかは、これを禁止する。

識別用マクソン・ラベルまたはマーカを削除することは禁止する。

第 8 条 責任

マクソン／TMS Corp. の責任は、賢明な事業家としての注意を払ってサービスを遂行することに限定される。マクソン／TMS Corp. の責任は、経済的なまたは全般的な成功または収益には及ばない。

マクソンとその譲受人は、自己の側での契約違反または非契約上の義務違反、特に本契約の締結に関する義務の違反または不法行為が発生した場合、それらの違反が故意または重大な過失によるときは全面的な責任を負う。以上の規定は、明示的に保証した特性が提供されない場合、または故意に瑕疵が隠蔽された場合にも適用される。

マクソン／TMS Corp. およびその譲受人が万一、過失により本契約の重大な義務にわずかに違反した場合にかぎり、マクソン／TMS Corp. の損害賠償責任は、最大でも第 3 項 (契約原則) に規定されたソフトウェア・サービス全体の費用に相当する金額に限定されるものとする。さらに、それ以上の責任、特に結果的損害または損失に対する責任は、その責任が法律上のどのような原因で発生するかを問わず、排除されるものとする。

データの消失については、その原因がマクソン側の故意または重大な過失による場合のほか、マクソン／TMS Corp. およびその譲受人はデータを回復する義務は負わない。

第 9 条 契約期間および契約終了

本契約は契約開始日に発効し、本契約の契約原則第 4 項に従って効力を維持し、終了する。

本契約と本取引条件は、本契約の契約原則第 4 項に規定された終了期日より少なくとも 3 ヶ月前に解除されない限り、自動的に 12 ヶ月間延長される。

但し、正当な理由による契約解除の権利は影響を受けない。マクソン／TMS への通知は解除の通知を含めて、書面で行わなければならない。

第 10 条 最終規定

- マクソンは、本契約に規定された権利および義務を、全部一部を問わず、§§ 5, 10 ff AktG (株式会社法) に従い自己の関連会社に対して譲渡することができ、あるいは本契約に基づく義務を第三者に委託することができる。
- 本契約に関する条件は存在しない。本契約に対する変更、修正、または条件は書面で作成しなければならない。書面化の要件を放棄することに対しても、本項の規定が適用されるものとする。
- 本契約に含まれた一つまたは複数の規定が何らかの理由により、いずれかの点に関して無効、違法、または強制不能と判断された場合、その無効、違法、または強制不能は本契約のほかの規定に影響を与えないものとする。無効または強制不能な規定は、本契約当事者の経済的意図にできる限り対応する有効かつ強制可能な規定に代替されるものとする。以上の規定は、本契約における矛盾・欠缺に対しても適用されるものとする。
- ドイツのフランクフルト・アム・マインの裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。本契約はドイツ連邦共和国の法律を唯一の準拠法とし、国連売買取引法 (U.N. Purchase Law) は排除する。